

令和8年度国営沖縄記念公園の公園施設に係る モニタリング支援業務委託 仕様書

1 当該業務の目的

国営沖縄記念公園の公園施設について、県は国から都市公園法第5条に基づく設置管理許可を受け、平成31年2月から国営沖縄記念公園の公園施設（首里城正殿等（以下「首里城」という。）並びに水族館及び海獣施設等（以下「水族館」という。））を、指定管理者制度を活用して管理運営を行っている。管理運営等の実績については、指定管理者のモニタリングを実施し、その結果を指定管理者制度運用委員会において検証することとしている。

モニタリングは、財務調査、入場者数の推移に係る分析など、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務であり、これら知識や経験を有したコンサルタントを活用することで、より優れた成果を期待できる。この結果を指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえ、管理運営の取組に反映させることで、利用者のサービス及び満足度の向上を図り、国営沖縄記念公園の利用促進及び利便性向上につなげる。

2 業務の内容について

- (1) 業務名：令和8年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援業務委託
- (2) 委託期間：委託契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所：沖縄県内
- (4) 委託内容：以下に関すること

ア 業務の実施内容

① 施設管理運営に係る実施状況確認

- ・指定管理者のモニタリング実施及び国による県のモニタリング受検にかかる日程調整
- ・年度業務報告書及び上半期実績報告書の精査
指定管理者から提出される年度業務報告書及び上半期実績報告書について、年度業務計画書・月次報告・業務日誌・経理帳簿との突合、指定管理者へのヒアリング等を行い、内容精査を行う。また、モニタリング時の指摘事項に対する報告書の修正確認を行う。
- ・公認会計士による指定管理に係る財務調査
 - ・入館者数など指定管理者から提出される統計データの比較・分析及び入場者数及び入場料収受状況に関する資料の作成
 - ・実績報告書の検証、課題の抽出及び改善に向けた取組の考察等
 - ・安全衛生管理状況の確認（飲食施設における食品衛生に係る検査等）
 - ・国によるモニタリングの受検資料の作成（年度、上半期）

県から国への提出期限（年度報告書：7月末、上半期報告書：12月上旬）を踏まえ資料作成を行うこと。

- ・他都道府県の類似施設における統計データや事例の収集

② モニタリングに係る指定管理者制度運用委員会の開催及び運営支援

- ・前年度実績のモニタリングのため、県が設置する指定管理者制度運用委員会の開催及び運営支援として、以下の事項を行う。委員への謝礼金は日額11,000円（税込）とする。

○委員会委員との日程調整及び連絡

○会場の設営・撤去、県庁以外で実施する場合の会場選定

○会議資料(案)の作成

○議事録の作成（発言者への確認含む）、委員への旅費等（交通費及び宿泊費）及び謝礼金の支払

- ・委員は首里城6名（県内在住5名、県外1名（東京都））、水族館7名（県内在住5名、県外在住2名（千葉県、三重県））とし、県が選定する。

- ・委員会は8月末までに首里城、水族館各1回ずつ（合計2回）県内で開催すると想定し、予備として各1回ずつ追加し、合計4回とすること。状況によってリモート開催の可能性がある。

③ 水族館の次期指定管理者の公募に向けた資料の作成支援

- ・前回公募時の募集要項、要求水準書、仕様書等各種資料の内容整理を行い、次期公募に向けた見直しを行う。

④ 管理内容に合わせた各種様式の見直し

- ・効率的なモニタリングを実施するために、各種報告様式の見直しを行う。

⑤ 県との打ち合わせ協議（5回想定）※協議簿等作成含む

(5) 成果物の納品

- ① 報告書 1部
- ② 電子データ（CD-ROM）1枚
- ③ 提出期限：令和9年3月31日
- ④ 提出先：沖縄県土木建築部都市公園課

3 著作権

成果品の著作権及び所有者は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

4 業務の再委託の制限

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

5 その他

本仕様に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、沖縄県土木建築部都市公園課との協議のうえ、その指示に従うこと。